

石垣市立小・中学校長 各位

石垣市教育委員会

教育長 崎山 晃

(公印省略)

暴風（特別）警報等発表時における学校の臨時休校等の対応及び児童
生徒の安全確保について(通知)

標記の件については、より一層児童生徒の安全確保を優先することを重視し、その際の対応について別添文書「一台風接近時等に伴う一児童生徒の登下校等について」のとおり定めましたので、児童生徒の安全確保についてより一層万全を期していただきますよう通知いたします。

つきましては、貴校の児童生徒及び保護者、その他関係者等への周知をお願いします。

なお、平成 27 年 9 月付「一暴風警報解除後一幼児児童生徒の登校時刻について」は廃止します。

記

1. 別添文書「一台風接近時等に伴う一児童生徒の登下校等について」に係る補足説明

- ① 午前 6 時を起点に、「通常通り」もしくは「臨時休校」の対応を行う。
- ② 各学校において、立地に伴う状況及び学校施設等の被害等により、登校時刻（8 時 15 分）の変更及び下校の時刻を定める場合においては、学校教育法施行規則第 63 条及び石垣市立小学校及び中学校管理規則第 4 条に基づき、校長の判断により必要な措置を講じる。
- ③ 立地に伴う状況及び学校施設等に被害が生じ、危険な状況がある際には、午前 6 時までには暴風（特別）警報が解除された場合においても臨時休校となることも想定される。そのような状況においては、学校教育法施行規則第 63 条及び石垣市立小学校及び中学校管理規則第 4 条に基づき、校長の判断により必要な措置を講じる。
- ④ 午前 6 時までには暴風（特別）警報が解除された場合においては、「原則、給食あり」とする。但し、給食センター施設において停電等の被害が生じた場合は、「給食無し」もしくは「献立の変更」があり得る。「給食無し」の場合においては、その際の児童生徒の対応について、教育委員会より学校を介して保護者等へ通知を行う。
- ⑤ 臨時休校の対応となった場合においては、解除後においても風雨等の影響をはじめ、屋外において危険な状況が想定されることから、不要不急の外出を避け、かつ危険個所に近づかないよう、各家庭と連携の上、児童生徒の安全管理を徹底する。

2. 別添文書「一台風接近時等に伴う一児童生徒の登下校等について」の周知について

- ① 各学校のホームページ掲載及び必要に応じて連絡ツール「tetoru」等にて周知をお願いします。